

2018年6月8日
第57回櫛祭本部 管理局

模擬店取扱い食品について

模擬店で食品等を取扱う場合、食中毒防止のため細心の注意が必要です。櫛祭をひとりでも多くの方に楽しんでもらうため、早くから責任者の方を中心に、団体全員に意識を徹底させておいてください。

メニューについては模擬店向け資料②『臨時営業者の出店行事及び取扱い食品』のプリントと下記の内容をあわせて、団体内で出品したい食品等の企画内容を決める際参考にしてください。

取扱い品目について

『臨時営業者の出店行事及び取扱い食品』にあるように、出品できるのは1店舗1品目とします。保健所の指導により、2品目以上の複数品目を取扱うことは食中毒を起こす危険性を高める、という理由で認められていません。但し、飲み物をあわせて出品することはできます。

例)	たこ焼き	と	お好み焼	・・・	不可		
	たこ焼き	と	ジュース	・・・	可		
	たこ焼き	と	ジュース	と	ビール	・・・	可

保健所への問い合わせについて

取扱い食品などでご不明な点がございましたら、櫛祭本部管理局までお問い合わせください。
参加団体の方から直接保健所まで問い合わせるのはご遠慮ください。